

「理事長の解任は理事会でできる…でいい？」

～最高裁判決を受けて考える～

講師：横浜マリン法律事務所 弁護士 佐藤 元 氏

第58回勉強会は、理事会による理事長解任の可否についての最高裁判決（平成29年12月18日）の主旨を検証し、この判決（理事会での理事長解任決議は有効）が適用される条件、適用外となるケースについて考えました。

今回の参加者は約50名と多く、恒例の自己紹介は「お休み」として佐藤弁護士の講演に入りました。

講演の内容は次のとおりです。

①裁判となった事案の概要

理事会決議で理事長を解任された原告が管理組合を被告として、解任の理事会決議とその後に開催した臨時総会での理事解任決議の無効確認を求めた訴訟です。

②裁判の論点とその前提の整理

被告となった管理組合の規約は標準管理規約（平成28年改正前）を採用しており、理事長は「理事の互選により選任する」となっていますが、解任についての定めが明示的に存在しません。

「明示的に決まっていないことは総会決議が必要なのではないか？」が問題となりました。

③裁判所の判断

第一審と控訴審は、規約には（理事による）理事長選任の定めしかなく、解任は理事会決議事項となっておらず、解任決議は無効と判断しました。

しかし、最高裁では、互選で選任できるのであれば解任（理事長を平理事に変更）することもできるとして、解任決議を有効としました。

④最高裁判決の分析

理事長は理事の互選によるとの定めがある（標準管理規約に準拠している）規約を制定している管理組合においては、理事会決議で理事長を解任可能です。この定めがない管理組合には今回の判決は及びません（適用対象外）。

⑤最高裁判決に対する反応

4人の弁護士の判決に対する考えの紹介がありました。いずれも最高裁判決を支持する内容です。

⑥判決を受けての実務への指針

理事長の解任を総会決議とする場合（理事会決議では不足とする場合等）は、規約に解任手続きを明示すべきです。

理事会において理事を選任する規定があるにも関わらず総会で理事選任の決議をした（その後、理事会で追認していない）場合は、理事会決議での解任は有効でしょうか？（最高裁判決ですべて解決したわけではありません）

佐藤氏の講演に引き続き、コミュニティ研究会の廣田代表より、「理事長解任の背景にどんな問題があって、それを防ぐにはどんな方法が考えられるのか」と題したプレゼンが行われました。

理事長を解任したいという人と退任を迫られている理事長の双方の立場から相談を受けている廣

田代表から、お互いの申し分や解任騒動でもめないための工夫が提案されました。

その後、佐藤弁護士や廣田代表の話に対する意見や質問で、参加者の交流が行われました。

今回の裁判は、新築で発足したばかりの管理組合の初代（第一期）理事長が管理会社変更を進めたことに対して、他の理事がリプレースに反対して理事長の解任をしたことが発端です。それに対して「理事長のリプレースを必要とする説明責任が不足（理事会運営上のコミュニケーションが不足）していただけないか。なぜ、そこまでもめるのか？もどかしい」という意見に対して、「聞く耳を持たない理事長の独善ぶりに現に困っている」という意見もありました。裁判まで発展する管理組合は稀でも、もめている管理組合は相当数あるようです。

管理組合役員に裁判を起こすほどの知識があることは通常なく、リプレース先の管理会社が理事長に知恵をつけ、現管理会社が理事長を解任した理事側を応援するという、管理会社の代理戦争に巻き込まれているのではという見かたもありました。

理事長解任はほんの一例として、管理組合の運営には様々な専門的な知識が必要です。それに対して管理会社任せで何とかなっているというのが多くの管理組合の実態と思われます。まずは、その現実を認識することが管理組合には必要なのではないかと思う勉強会でした。

以上